

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和6年2月16日(金) 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成 農業委員16名

出席委員	1 番	松田	博久	2 番	大庭	嘉則
	3 番	永井	英男	4 番	石黒	正幸
	5 番	岩井	俊弘	6 番	永田	勝美
	7 番	西村	淳子	8 番	村松	恵美子
	9 番	金井	義人	10 番	松本	芳廣
	11 番	村松	保男	12 番	加藤	元章
	13 番	金原	純一郎	14 番	渥美	敦子
	15 番	松浦	重信	16 番	安間	啓一

欠席委員

3 事務局

産業部長	1 人
農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

事務局 (鈴木) それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 それでは、ただいまから1月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、
「16番 安間啓一委員」、「1番 松田博久委員」を指名いたします。

会長 次に、日程第2、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (浜本) それでは 1 ページをご覧ください。
議第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】山科■■■■■、田、■■■㎡、■■■■■から■■■■■への所有権移転になります。

こちらの案件ですが、令和3年■■■■■付けで農地移動適正化によるあっせんの申出があった案件になります。湖東委員、村松恭光委員にあっせん委員として活動いただき、令和5年■■■■■をもって、あっせんの協議が成立いたしました。

【2】山崎■■■■■、畑、■■■㎡、ほか2筆、計■■■㎡、■■■■■から■■■■■への所有権移転になります。

こちらの案件ですが、譲受人の■■■■■さんは、現在の農業経営面積が0となり、新規の取得となります。

■■■■■さんは、岡崎で■■■■■という■■■■■、
■■■■■今回、宅地と宅地に付随した農地をセットで取得し、農地については、季節野菜を栽培し、家庭菜園及び農業体験として利用していきます。

収穫された農産物を加工品や■■■■■として活用し、直販やイベント出店等で販売していく計画となっております。

■■■■■さんは、掛川市の農地でさつまいも等季節野菜を2年ほど営農のお手伝いをされており、今回の申請地につきましても、指導を受けている方にご協力いただきながら耕作していくということです。

計2件、910㎡でございます。

以上でございます。

会長

それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

湖東委員

1番の説明をいたします。

申請地につきましては、山科■■■■■、田、■■■㎡、譲渡人、■■■■■、譲受人■■■■■、所有権移転となります。

場所につきましては、■■■■■、山科■■■地域にある■■■■■の西側で■■■■■隣接したところになります。

譲渡人の■■■■■さんは、■■■■■高齢となり相続で取得した農地の管理も大変になったということで、3年程前に農地のあっせんの申し出がありました。昨年■■■■■に■■■■■地区の認定農業者で地域の担い手農家である■■■■■さんとあっせんの合意となりました。

今回の案件につきましては、市の農用利用計画に従った利用が見込まれるため、袋井市農地適正化あっせん事業実施要領に基づくもので、問題ない案件と思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

松本委員

2番の山崎■■■■の畑の所有権移転について説明をいたします。
当該農地は、笠原地区■■■■の集落の中の農地でございます。
■■■■さんから■■■■さんへの所有権移転ということで、先ほど事務局から説明がありましたとおり、■■■■さんは現在、農地を所有しておりませんが、■■■■も併設しておりまして、市の内外からたくさんのお客さんが見えております。そういった方々を対象にこの農地を利用して農業体験やできたものを加工して販売をしていく計画をもって、この農地を利用していきたいとのことで、申請がされております。
事務局の説明の中にもありましたように、他で農業の経験を積んでいるということで、以前の下限面積がなくなつたことを利用して、今回、農地を取得して農業を展開したいということでございます。計画がしっかりしておりますので、有効に利用されるのではないかと思います。
ご審議よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

安間委員

■■■■は、■■■■などしておりますが、産業の区分はどうなっておりますか。

事務局
(浜本)

■■■■という職業については、■■■■を管理して、■■■■、個人に販売する職業で、■■■■取扱業となります。

松本委員

■■■■は、農業の範疇には入らないということで、よろしいかと思います。
■■■■さんにつきましては、■■■■だけを■■■■販売している。
昨年12月だったと思いますが、■■■■の施設等を借りていきたいとのことで、農地法第5条の許可を受けて施設を整備していくことで進めております。

会長

そのほか、ありませんか。
質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。
議第4号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。
よって議第4号については、承認することに決しました。

会長 次に「議第5号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (川村)	それでは、2 ページをご覧ください。議第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。
-------------	--

【1】松原[]番[]、畑、[]m²につきましては、[]が自己用住宅敷地のため転用申請するもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計1件、畑、200 m²でございます。

会長 それでは、担当農業委員から説明をお願いします。

松浦委員 4条No.1、遠州中央農協[]より西に[]m、そして南に少し入った
ところですよ。

申請者は、

、転用目的、自己用住宅で、面積は m^2 です。

第3種農地で、雨水は畑の横の排水へ下水は公共下水に流します。

特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

何かご質問等ございませんか。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第5号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝ 異議なしの発言 ＝

ご異議なしと認めます。

よって議第5号については、承認することに決しました。

次に「議第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

それでは、3ページをご覧ください。議第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】新池[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【2】宇刈[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、事務所兼倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【3】浅名[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されていることから、第3種農地に該当します。

以上、計3件、田、546㎡、でございます。

会長

担当農業委員から説明をお願いします。

大庭委員

1番の説明をいたします。

申請地の場所につきましては、下新池[]で[]との境当たりになります。譲受人の[]さんが自己用住宅を建てる申請になります。

下水は公共下水を使い、雨水につきましては、道路側溝へ流す計画となっております。周辺は住宅化しておりまして、農地もありませんので問題ないと思われま。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

村松委員

それでは、2番の説明をいたします。

申請地は、山梨宇刈地区、[]の南側になります。

併用地には住宅と倉庫がありまして、申請地には社用車3台分の駐車場にしたいとの申請がありました。

申請地は碎石敷にし、雨水は地下浸透になります。併用地の雨水は道路側溝へ、汚水は浄化槽を経て道路側溝へ流します。

以上のことから、周辺農地への影響はないと思われま。

ご審議よろしくお願いいたします。

加藤委員

3番の説明をいたします。

場所は、浅名[]の南側になります。

利用権各筆明細（一般）新規 6 年

（令和 6 年 3 月 1 日～令和 12 年 2 月 28 日）令和 6 年 2 月 17 日公告。

【1】村松■■■■■、田、■■■■■ m^2 、貸主、■■■■■、借主、■■■■■、水稻、無償、外 29 筆

合計 30 筆、36,719 m^2 、貸主 15 人、借主 10 人でございます。

利用権各筆明細（一般）再設定 6 年

（令和 6 年 3 月 1 日～令和 12 年 2 月 28 日）令和 6 年 2 月 17 日公告。

【1】岡崎■■■■■、田、■■■■■ m^2 、貸主、■■■■■、借主、■■■■■、水稻、金納、■■■■■、外 9 筆

合計 10 筆、15,126 m^2 、貸主 6 人、借主 4 人

利用権各筆明細（一般）新規 9 年

（令和 6 年 3 月 1 日～令和 15 年 2 月 28 日）令和 6 年 2 月 17 日公告。

【1】岡崎■■■■■、田、■■■■■ m^2 、貸主、■■■■■、借主、■■■■■、水稻、物納米 60kg、外 4 筆

合計 5 筆、3,713 m^2 、貸主 1 人、借主 1 人でございます。

利用権各筆明細（一般）新規 10 年

（令和 6 年 3 月 1 日～令和 16 年 2 月 28 日）令和 6 年 2 月 17 日公告。

【1】新池■■■■■、田、■■■■■ m^2 、貸主、■■■■■、借主、■■■■■、水稻、金納■■■■■、外 224 筆

合計 225 筆、294,767.2 m^2 、貸主 116 人、借主 21 人でございます。

利用権各筆明細（一般）再設定 10 年

（令和 6 年 3 月 1 日～令和 16 年 2 月 28 日）令和 6 年 2 月 17 日公告。

【1】豊沢■■■■■、畑、■■■■■ m^2 、貸主、■■■■■、借主、■■■■■、茶、物納茶 1kg、外 65 筆

合計 66 筆、91,218 m^2 、貸主 24 人、借主 16 人でございます。

利用権各筆明細（中間管理機構）新規 10 年 一括方式

（令和 6 年 3 月 1 日～令和 16 年 2 月 28 日）令和 6 年 2 月 17 日公告。

【1】岡崎■■■■■、田、■■■■■ m^2 、貸主、■■■■■、借主、■■■■■、水稻、金納■■■■■、外 71 筆

合計 72 筆、101,348 m^2 、貸主 28 人、借主 5 人でございます。

所有権移転各筆明細 令和 6 年 2 月 17 日公告。

【1】富里■■■■■、田、■■■■■ m^2 、渡人、■■■■■、受人、■■■■■、水稻、対価■■■■■、外 1 筆

合計 2 筆、5,205 m^2 、売り手 1 人、買い手 1 人でございます。

以上でございます。

新規3年の補足説明をいたします。

5 ページ No.6 の山科、畑 〇〇㎡、借主 〇〇〇〇 さんの案件ですが、隣接地の宅地に 〇〇 さんが今後住まわれるということで、宅地に付随した農地で野菜を耕作したいということで申請がございました。今回借りて耕作されるということですが、今後は宅地と併せて農地も取得する計画となっております。周辺は宅地となっておりますが、申請地の北側に農地がございまして、そちらの土地所有者の方とは既に話をされており、調整済みと伺っております。

また、No.7 の浅羽、田、〇〇㎡、借主 〇〇〇〇 さんの案件ですが、借主の 〇〇 さんは申請地の南側で 〇〇〇〇 〇〇店を運営されている方です。今回、お店の北側の農地で、野菜と天然芝の栽培を計画しております。野菜については、収穫できたものをお店で販売していく予定と伺っております。

天然芝については、しばらく販売の予定はございませんが、お店の敷地内にて天然芝の体験コーナーを設ける可能性はあると伺っております。

次に、再設定3年の補足説明をいたします。

9 ページNo.4 の案件につきまして、賃借料が 〇〇〇〇 となっておりますが、こちらは温室が5棟含まれております。

また、同じく9 ページNo.5、6 の案件につきましては、賃借料が 〇〇〇〇 となっておりますが、こちらも温室8棟が含まれております。

次に 10 ページNo.15 につきまして、賃借料が 〇〇〇〇 となっておりますが、こちらも温室6棟が含まれております。

次に、新規9年の補足説明をいたします。

15 ページ No.1 から No.5 の、借主 〇〇〇〇 さんの案件ですが、昨年の3月1日から10年間の利用権設定された農地（18筆）があり、その終期と合わせるために今回、9年の申請となっております。

次に、新規10年の補足説明をいたします。

22 ページNo.86 から 25 ページ No.126 の借主 〇〇〇〇 さんにつきまして、今回利用権設定する農地の一部（No.105、120、122、124、126）と既に利用権設定されている農地において、環境保全型農業直接交付金を活用し、水稻栽培に取り組む計画となっております。

この事業は、農業本来有する自然循環機能を維持・増進することを目的とし、化学合成農薬・化学肥料等を抑制した取組で、環境負荷低減を図っていく事業です。具体的には、化学合成農薬・化学肥料を県で定めたレベルから原則として5割以上低減する取り組み等があり、例えば、農薬の使用回数が静岡県で定められた回数が16回となっているところについては、半分の8回までのみ使用できることとなっております。

2月5日開催の農用地利用調整会議の中で、この事業を行うに当たり周辺の農業に影響がでないよう配慮していただきたい等のご意見がございましたので、市から借主の 〇〇 さんへ、その旨、お伝えをしております。

次に、所有権移転の補足説明をいたします。

46ページのNo.1とNo.2の譲受人 〇〇〇〇 さんの案件ですが、今回、農地法第3条ではなく、農業経営基盤強化促進法による所有権移転を行いたいとい

うことで申請されております。

農業経営基盤強化促進法による所有権移転は、認定農業者であること、農用地区域内農地（青地）であることが主な要件となっております。譲受人の■■■■■さんは、市認定農業者であり、浅羽西地区を中心に水稻等を■■■■■営農しており、今回の対象農地につきましても、現在、■■■■■さんが耕作されており、購入後も引き続き耕作していきます。

以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりました。

基盤強化促進法の所有権移転がありますので、内容について金原委員から説明していただきます。

金原委員

■■■■■さんから■■■■■さんへの所有権移転ですが、前々から■■■■■さんが借りて耕作しております。所有権移転後も耕作することで、問題ないと思われます。

会長

ここで、2月5日に開催されました農用地利用調整会議の結果につきまして、古川委員長から報告をお願いしたいと思います。

古川委員

それでは、この度の利用調整会議の内容について、先ほど事務局が説明したとおりであります。

環境保全型農業の件であります。通常の栽培方法とは異なりますので、そのことで耕作者同士の言い争いや地域へ影響等、一般の耕作者への被害が無いよう、お互いの理解と協力を得て、よりよいものを作っていってほしいとの意見がありました。

それから中間管理機構の無償ということですが、中間管理機構での無償は物納となります。通常の利用権では物納と記載しますが、中間管理機構では物納はありませんので、無償となります。

確定申告の場合は、従来通りの金額に換算して申告することになります。以上、報告いたします。

委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

安間委員

環境保全型農業についてですが、農薬の使用回数が県16回だと8回以下で行うことと説明がありましたが、これは回数ではなく成分数の使用回数ですね。

事務局
(浜本)

その通りです。

安間委員

環境保全型農業は、隣接する農地への悪影響はないと思われます。
もしこの方法が良ければ経費の軽減にもつながりますので、私ももっと勉

強していく必要があると思われます。

会長

環境保全型農業は、緑の戦略ということで主流になってきておりますが、変な誤解がありますので、隣接する農家や地権者に理解していただくことで問題なく取り組めるのではないかと思います。

中間管理の無償については、県に行ったとき、農業振興公社へ現場の意見を伝えていきたいと思っております。

それでは、議第7号については、意見もないということで、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第7号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。

よって議第7号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、「報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」、「報第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について」の2件、事務局から報告をお願いします。

事務局
(浜本)

報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】川会■■■■■、田、■■■■■㎡、ほか1筆、計■■■■■㎡、■■■■■、■■■■■、耕作目的、ほか15件計16件、35,598㎡でございます。
以上でございます。

事務局
(川村)

報第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について（会長専決事項）」。袋井市農業委員会会長専決規程第2条により下記のとおり執行しましたので、報告します。

令和6年1月22日に開催されました常設審議委員会において、農地法第5条2件が許可相当とされましたので、報告いたします。申請地が小山■■■■■田、転用者が■■■■■の案件及び、申請地が見取■■■■■、転用者が■■■■■の案件になります。以上でございます。

報第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について（会長専決事項）」。袋井市農業委員会会長専決規程第2条により下記のとおり執行しましたので、報告します。

令和5年12月22日に開催されました常設審議委員会において、農地法第5条2件が許可相当とされましたので、報告いたします。申請地が村松■■■■■

、転用者が[]の案件及び、申請地が下山梨[]、転用者が[]の案件になります。

以上でございます

会長

以上で、協議事項の日程が終了しました。
ありがとうございました。

議事録署名人